

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 7月15日

岩手県医療局長 遠藤 達雄

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 地震、水害、火災その他の災害により<u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 7日の範囲内の期間で必要と認める期間</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間</p> <p>(4)～(25) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 地震、水害、火災その他の災害により<u>次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 7日の範囲内の期間で必要と認める期間</p> <p><u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間</p> <p>(4)～(25) [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>(特別休暇の特例)</u></p> <p>4 <u>平成23年7月15日から同年12月31日までの間において、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇に関する第34条第25号の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、</u></p>

同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災津波の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災津波の被災者を受け入れている地域」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成23年7月15日から施行する。